（旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律施行規則の一部改正）

第百三十一条　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律施行規則（平成三十一年厚生労働省令第七十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（一時金の請求） **第一条**　（略） ２　法第七条第一項の請求書には、請求をしようとする者が氏名を記載するとともに、次に掲げる書類を添えなければならない。 一～五　（略） （支払未済の一時金の申出） **第二条**　（略） ２　前項の申出書には、申出をしようとする者が氏名を記載するとともに、次に掲げる書類を添えなければならない。 一～五　（略） （請求書作成の特例） **第七条**　厚生労働大臣又は都道府県知事は、法第七条第一項の請求書を作成することができない特別の事情があると認めるときは、請求をしようとする者の口頭による陳述をその職員に聴取させた上で、陳述事項に基づいて当該請求をしようとする者に代わって請求書を作成し、これを当該請求をしようとする者とともに氏名を記載するものとする。	（一時金の請求） **第一条**　（略） ２　法第七条第一項の請求書には、請求をしようとする者が署名又は記名押印をするとともに、次に掲げる書類を添えなければならない。 一～五　（略） （支払未済の一時金の申出） **第二条**　（略） ２　前項の申出書には、申出をしようとする者が署名又は記名押印をするとともに、次に掲げる書類を添えなければならない。 一～五　（略） （請求書作成の特例） **第七条**　厚生労働大臣又は都道府県知事は、法第七条第一項の請求書を作成することができない特別の事情があると認めるときは、請求をしようとする者の口頭による陳述をその職員に聴取させた上で、陳述事項に基づいて当該請求をしようとする者に代わって請求書を作成し、これを当該請求をしようとする者とともに署名又は記名押印をするものとする。

（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行令附則第二条に規定する共有財産の返還時の手続に関する省令の一部改正）

第百三十二条　アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行令附則第二条に規定する共有財産の返還時の手続に関する省令（令和元年厚生労働省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
北海道知事は、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行令（令和元年政令第八号。以下「政令」という。）附則第二条の規定の定めるところにより共有財産を返還するときは、別記様式の受領書と引換えに返還するものとする。この場合において、北海道知事は、同条の規定による共有財産の返還に必要な限度で、関係地方公共団体の長その他の者に対し、同条に規定する共有者に関する情報の提供を求めることができる。	北海道知事は、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行令（令和元年政令第八号。以下「政令」という。）附則第二条の規定の定めるところにより共有財産を返還するときは、別記様式の受領書と引換えに返還するものとする。